

高知工業高等専門学校学生の転科に関する規則

制 定 平成10年 3月 5日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校学則第21条の規定による転科（以下「転科」という。）について、必要な事項を定める。

(願出)

第2条 転科を志願する者は、自己申請書（様式1）を作成し、転科願（様式2）とともに、学級担任を経て、校長に願出しなければならない。

2 転科を願出することができる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 第1学年又は第2学年に在籍する者

(2) 当該学年の後中間での成績評価のクラス席次が上位50%以内の者

3 転科願の提出期間は、2月1日から2月15日までとする。

(審議委員会)

第3条 校長は、前条に規定する願出があった場合、審議委員会（以下「委員会」という。）を設置し、転科の可否を諮問する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 教務主事

(2) 教務主事補佐

(3) 総合科学科学科長

(4) 転科を願出た者の学科の学科長

(5) 転科志願先の学科の学科長

3 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

4 委員会は、転科志願先の学科に転科に関する選考を付託する。

5 委員会は、前項の結果に基づき、転科の可否に関する審議を行い、その結果を校長に答申する。

(許可)

第4条 校長は、前条第5項による答申に基づき、転科の可否を決定する。

2 校長は、転科を許可した場合、転科許可書（様式3）を交付する。

(転科後の学年)

第5条 転科後の学年は、第2学年又は第3学年とし、その時期は、学年の始めとする。

(既修得単位等の認定)

第6条 転科を許可された学生については、転科前に修得した単位を認定する。

附 則

1 この規則は、平成10年3月5日から施行し、平成10年2月1日から適用する。

2 学科の改組に伴う転科については、適用しない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式 1

総合科学科 学 科 長	学級担任

自 己 申 請 書

転科志願先学科	
---------	--

所属学科		所属クラス	
所属学年		ふりがな 氏 名	
申請理由・転科後の抱負			

様式2

転 科 願

平成 年 月 日

高知工業高等専門学校長 殿

(本 人) 学科・学年	学科第	学年	組
氏 名			印
(保護者) 氏 名			印

下記学科に転科したいので、許可くださるようお願いします。

記

1 転科学科

2 転科期日 平成 年 月 日

様式3

平成 年 月 日

殿

高知工業高等専門学校長

転 科 許 可 書

平成 年 月 日から

学科への転科を許可する。